

Q4 特別支援学級の授業時数は、どのように考えればいいですか。

1 考え方

小学校や中学校の通常の学級の各学年や各教科などの授業時数は、学校教育法施行規則に標準が示されています。

特別支援学級の授業時数は特別支援学校の学習指導要領を参考にします。

2 総授業時数

特別支援学級の総授業時数は、小学校及び中学校の各学年の総授業時数に準じます。

小学校の授業時数

区分	各教科									道徳	外国語活動	総合的な学習	特別活動	総授業時数
	国語	社会	算数	理科	生活	音楽	図画工作	家庭	体育					
第1学年	306	136	102	68	68	102	34	34	34	34	34	34	34	850
第2学年	315	175	105	70	70	105	35	35	35	35	35	35	35	910
第3学年	245	70	175	90	60	60	105	35	35	35	70	35	35	945
第4学年	245	90	175	105	60	60	105	35	35	35	70	35	35	980
第5学年	175	100	175	105	50	50	60	90	35	35	70	35	35	980
第6学年	175	105	175	105	50	50	55	90	35	35	70	35	35	980

3 知的障害を除く特別支援学級の各教科等の授業時数

各教科、道徳、外国語活動、特別活動、総合的な学習の時間の年間授業時数は、小学校、中学校の各学年の各教科等の授業時数に基づき、子どもたちの障害の状態や発達の段階等を考慮して適切に定めます。

自立活動の年間授業時数についても、子どもたちの障害の状態に応じて、適切に定めます。

例えば、小学校の特別支援学級においては、各学年ともに各教科、道徳、外国語活動（第5・6学年）、総合的な

学習の時間（第3学年以上）特別活動並びに自立活動を設定する必要があります。ある教科が0時間であったり、自立活動などが設定されていなかったりすることは、特別支援学級の教育課程として十分なものではありません。

特別支援学校小学部の授業時数(知的障害以外)

区分	各教科									道徳	外国語活動	総合的な学習	特別活動	自立活動	総授業時数
	国語	社会	算数	理科	生活	音楽	図画工作	家庭	体育						
第1学年															小学校の各学年の総授業時数に準じる
第2学年															
第3学年															
第4学年															
第5学年															
第6学年															

それぞれの年間の授業時数を適切に定める

4 知的障害特別支援学級の授業時数

知的障害特別支援学級の授業時数についても特別支援学校の学習指導要領を参考にします。知的障害者を教育する場合は各教科等を合わせて指導することができることに留意し、授業時数を適切に定める必要があります。

知的障害の特性から各教科等の目標や内容を合わせて指導を行う、「日常生活の指導」や「遊びの指導」、「生活単元学習」、「作業学習」を中心に教育課程を編成する場合が多く

あります。

これらの指導の形態は、各教科、道徳、外国語活動、特別活動及び自立活動の目標や内容の全部又は一部を合わせて指導するものです。

総合的な学習の時間は各教科等を合わせる対象になっていませんので、授業時数を適切に定めて実施する必要があります。

また、小学校の知的障害特別支援学級でも、小学校に設置されている学級の一つということから、第3学年から設ける必要があります。

なお、外国語活動についても、第5、6学年から設ける必要があります。

特別支援学校小学部の授業時数(知的障害)

区分	各教科						道徳			特別活動	自立活動	総授業時数
	国語	算数	生活	音楽	図画工作	体育						
第1学年	それぞれの年間の授業時数を適切に定める											小学校の各学年の総授業時数に準じる
第2学年												
第3学年												
第4学年	各教科、道徳、特別活動及び自立活動の全部又は一部について、合わせて授業を行う、日常生活の指導、遊びの指導、生活単元学習等の指導の形態を実施することができる											
第5学年												
第6学年												

5 弾力的な1単位時間や時間割の編成

特別支援学校小学部又は中学部の各教科等の授業は、年間35週（小学部1学年については34週）以上にわたって行うように計画します。ただし、各教科等（中学部においては、特別活動を除く）や学習活動の特質に応じ効果的な場合には、夏季、冬季、学年末等の休業日の期間に授業日を設定する場合を含め、これらの授業を特定の期間に行うことができます。

授業の1単位時間は、各学年の年間総授業時数を確保しながら、子どもたちの障害の状態や発達段階及び各教科等や学習活動の特質を考慮して適切に定めます。なお、中学部においては、10分間程度の短い時間を単位として特定の教科の指導を行う場合において、当該教科を担当する教師がその指導内容の決定や指導の成果の把握と活用等を責任をもって行う体制が整備されているときは、その時間を当該教科の年間授業時数に含めることができます。